

○東松山市都市公園条例施行規則

昭和52年4月1日

規則第20号

改正 平成7年10月1日規則第30号

平成11年3月31日規則第17号

平成12年3月31日規則第33号

平成13年3月12日規則第19号

平成14年9月30日規則第32号

平成17年3月28日規則第17号

平成17年8月9日規則第56号

平成20年3月7日規則第8号

平成20年4月18日規則第86号

平成20年10月10日規則第110号

平成25年3月26日規則第10号

平成26年11月7日規則第49号

平成27年3月27日規則第14号

令和3年3月31日規則第44号

(目的)

第1条 この規則は、東松山市都市公園条例（昭和52年東松山市条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(許可申請書)

第2条 条例第8条第1項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書を市長に提出しなければならない。

2 公園施設の設置の許可を受けようとする者は、工事着手の日の15日前までに様式第2号による申請書を市長に提出しなければならない。

3 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園の占用の許可を受けようとする者は、工事着手の日の15日前までに様式第3号による申請

書を市長に提出しなければならない。

4 条例第8条第1項に掲げる行為、公園施設の設置又は公園の占用の許可を受けた者がそれらの許可を受けた事項を変更しようとするときは、それぞれ前3項の規定に準じて速やかに様式第4号による許可変更申請書を市長に提出しなければならない。

第3条 条例第8条第2項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 行商その他これに類する行為をする場合 販売品目、販売価格及び販売時間
- (2) 業として写真又は映画の撮影をする場合 撮影時間、撮影のため使用する物品及び機械並びに責任者の住所及び氏名
- (3) 興業を行う場合 興業時間、開催回数、収容予定人員、料金、興業のため使用する物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名
- (4) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しをする場合 料金又は会費、参集予定人員、競技会等のために使用する物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名
- (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用する場合 火気を使用する時間並びに現場責任者の住所及び氏名
- (6) はり紙、はり札その他の広告物を表示する場合 表示期間、広告物の形状及び内容並びに現場責任者の住所及び氏名
(使用料の減免申請)

第4条 条例第20条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、様式第5号による使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第5条 市長は、第2条の規定による許可申請について許可をしたときは、許可を受けた者に対して許可書（様式第6号、様式第7号、様式第8号又は様式第9号）を交付する。

(使用料の納期限)

第6条 使用料金は、使用施設の使用の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、市長が必要があると認めたときは、当該使用料金を当該利用の許可を受けた後に納付することができる。

(使用料の還付)

第7条 条例第19条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、様式第10号による還付申請書に許可書(様式第6号、様式第7号又は様式第9号)を添えて市長に申請しなければならない。

2 使用料の還付の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところによる。

(1) 都市公園の維持管理上又は公益上の必要によって許可を取り消したとき 既納の使用料の全額

(2) 使用者が、自己を責めに帰さない理由で都市公園を使用することができなかつたとき 既納の使用料の全額

(3) 使用者が、使用日の30日前までに当該使用を取り消したとき 既納の使用料の全額

(4) 使用者が、使用日の10日前までに当該使用を取り消したとき 既納の使用料の半額

3 市長は、第1項の申請があつたときは、使用料の還付の可否を決定し、様式第11号による還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用の手続)

第8条 有料公園施設を使用しようとする者で、条例に規定する使用料を支払った者は、その支払ったものに係る様式第12号の東松山ぼたん園入園券の交付を受けるものとする。

(指定管理者制度による読替え)

第9条 条例第26条の規定により都市公園施設の管理を指定管理者に行なわせる場合は、第2条及び第4条から第7条の規定(占用に係るものを除く。)並びに様式第1号、様式第2号、様式第4号から様式第7号及び様式第9号から様式第11号までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替

えるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第10条 条例第27条第1項の規定による申請は、市長が指定する期限までに様式第13号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 定款の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 市長が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (3) 市長が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 条例第28条に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定等)

第11条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定した法人又はその他の団体（以下「指定団体」という。）に対し、様式第14号の公の施設の指定管理者指定等通知書によりその旨を通知するとともに、次の各号に掲げる事項について、速やかに告示するものとする。

- (1) 指定をした日
- (2) 管理を行わせる公の施設の名称
- (3) 指定団体の名称及び事務所の所在地
- (4) 指定の期間

2 市長及び指定団体は、都市公園施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 市長は、条例第30条の規定により指定を取消し、又は期間を定めての管理業務の全部若しくは一部の停止（以下この条において「指定の取消

し等」という。)を命じた場合は、様式第15号の公の施設の指定管理者指定取消し等通知書によりその旨を通知するとともに、次に掲げる事項について、速やかに告示するものとする。

- (1) 指定の取消し等を命じた日
- (2) 指定の取消し等を命じられた指定団体が管理を行っていた公の施設の名称
- (3) 指定の取消し等を命じられた指定団体の名称及び事務所の所在地
- (4) 期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、その期間と当該業務の範囲
(利用料金の承認申請)

第13条 指定団体は、条例第32条第2項の規定により利用料金の額について市長の承認を受けようとするときは、様式第16号の利用料金承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請を承認するときは、市長は、様式第17号の利用料金承認通知書を指定団体に通知するものとする。

(事業報告書)

第14条 指定団体は、毎年度終了後、都市公園の管理業務に関し事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(その他必要事項)

第15条 この規則の施行について必要な事項は、そのつど市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年10月1日規則第30号)

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日規則第17号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第33号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月12日規則第19号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月30日規則第32号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第17号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年8月9日規則第56号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第9条を第15条とし、第8条の次に次の5条を加える改正規定中第10条及び第11条を加える部分は公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月7日規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月18日規則第86号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月10日規則第110号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日規則第10号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月7日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第14号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第44号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

行 為 許 可 申 請 書

年 月 日

東松山市長

宛て

住 所

氏 名

職 業

次のとおり公園内における行為の許可を受けたいので申請します。

記

行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	
行 為 の 場 所 又 は 公 園 施 設	
行 為 の 内 容	
東松山市都市公園条例施行規則第3条に定める事項	
その他必要な事項	

様式第2号(第2条関係)

公園施設設置許可申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所

氏 名

職 業

次のとおり公園施設の設置を受けたいので申請します。

記

設置の目的	
設置の種類	
設置の期間	
設置の場所及び面積	
施設の構造	
管理の方法	
工事の期間及び実施方法	
公園施設の復旧方法	
その他必要な事項	

様式第3号(第2条関係)

公園占用許可申請書

年 月 日

東松山市長

宛て

住 所

氏 名

職 業

次のとおり都市公園の占用の許可を受けたいので申請します。

記

占 用 の 目 的	
占用の場所及び面積	
占用物件の種類	
占 用 物 件 の 管 理 方 法	
占 用 物 件 設 置 工 事 の 期 間 及 び 実 施 方 法	
復 旧 方 法	
その他必要な事項	

様式第4号(第2条関係)

許 可 変 更 申 請 書

年 月 日

東松山市長

宛て

住 所

氏 名

職 業

次のとおり許可事項の変更の許可を受けたいので申請します。

記

すでに受けた許可の 年月日及び許可番号	
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
そ の 他 必 要 な 事 項	

すでに交付された許可書を添付して下さい。

様式第5号(第4条関係)

使用料減免申請書

年 月 日

東松山市長

宛て

住 所

氏 名

職 業

下記のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

記

使用する公園施設	
使用中の責任者の住所及び氏名	
使用期間	
使用の目的	
減免の理由	
減免を受けようとする金額	
その他必要な事項	

様式第6号(第5条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

年 月 日申請のあった

東松山市長

について、次のとおり許可する。

記

行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	
行 為 の 場 所 又 は 公 園 施 設	
行 為 の 内 容	
東松山市都市公園条例施行規則第3条に定める事項	
その他市長が指示する事項	

[備考]

- 1 使用日の30日前までに当該使用を取り消したときは、既納の使用料の全額を還付します。
- 2 使用日の10日前までに当該使用を取り消したときは、既納の使用料の半額を還付します。

様式第7号(第5条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

東松山市長

印

年 月 日申請のあった公園施設の設置について、次のとおり許可する。

記

公園施設の種類	
設置の期間	
許可の条件	
その他必要な事項	

[備考]

- 1 使用日の30日前までに当該使用を取り消したときは、既納の使用料の全額を還付します。
- 2 使用日の10日前までに当該使用を取り消したときは、既納の使用料の半額を還付します。

様式第8号(第5条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

東松山市長 

年 月 日申請のあった都市公園の占用について、次のとおり許可する。

記

占用物件の種類	
占用の期間	
許可の条件	
その他必要な事項	

様式第9号(第5条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

東松山市長 印

年 月 日申請のあった について、次のとおり許可事項の変更を許可する。

記

すでに受けた許可年月日及び許可番号	
変 更 事 項	
許 可 の 条 件	
その他必要な事項	

[備考]

- 1 使用日の30日前までに当該使用を取り消したときは、既納の使用料の全額を還付します。
- 2 使用日の10日前までに当該使用を取り消したときは、既納の使用料の半額を還付します。

様式第10号(第7条関係)

還 付 申 請 書

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所

氏 名

東松山市都市公園条例第19条の規定により使用料の還付を願いたく申請いたします。

記

すでに受けた許可 年月日及び許可番号					
使 用 年 月 日					
公 園 施 設 名					
還 付 の 理 由					
既 納 の 使 用 料					
その他必要な事項					
振 込 先	振込先金融機関			普通・当座	
	口 座 番 号	名 義 人	(カタカナで記入してください。)		
使 用 料	既納の使用料			内 訳	
	還 付 金				
決 裁	担 当		課 長	次 長	部 長

すでに交付された許可書を添付してください。

様式第11号(第7条関係)

還 付 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

東松山市長



年 月 日付で申請のあった使用料の還付については、次のとおり決定したので通知します。

記

すでに受けた許可 年月日及び許可番号			
使 用 年 月 日			
公 園 施 設 名			
還 付 の 理 由			
既 納 の 使 用 料			
その他必要な事項			
振 込 先	振込先金融機関		普通・当座
	口 座 番 号	名義人	
使 用 料	既 納 使 用 料		内 訳
	還 付 金		

様式第12号(第8条関係)

(1) 個人用

年 月 日	No
東松山ぼたん園 入場券	
1人1回 大人	
本券は交付当日限り有効	¥500—
園内では秩序を守り係員	
の指示に従って下さい。	東松山市 01

年 月 日	No
東松山ぼたん園 入場券	
1人1回 小中学生	
本券は交付当日限り有効	¥100—
園内では秩序を守り係員	
の指示に従って下さい。	東松山市 01

様式第13号(第10条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

(申請先)

東松山市長 宛て

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

指定管理者の指定を受けたいので、東松山市都市公園条例第27条第1項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

- 1 指定管理者として指定を受けようとする公の施設の名称
- 2 添付書類
 - ① 事業計画書
 - ② その他規則に定める書類

様式第14号（第11条関係）

公の施設の指定管理者指定等通知書

年 月 日

様

東松山市長

印

下記施設について、指定管理者に指定されましたので通知します。

記

- 1 指定管理者として管理を行う公の施設の名称
- 2 指定の期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 備考

様式第15号(第12条関係)

公の施設の指定管理者指定取消し等通知書

年 月 日

様

東松山市長



指定管理者の指定の取消し等について、下記のとおり通知します。

記

指定の取消し等の決定事項

(1) 内容

- ・ 指定を取消します。
- ・ 業務の停止を命じます。

(2) 理由

(3) 指定管理者として管理を行っていた公の施設の名称

(4) 指定取消し日 年 月 日

(5) 業務停止の期間と業務の範囲

年 月 日から 年 月 日

様式第16号(第13条関係)

利用料金承認申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

東松山市都市公園施設指定管理者

利用料金の金額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

施設等の名称	利用区分	金 額(円)	備 考

様式第17号(第13条関係)

利用料金承認通知書

年 月 日

東松山市都市公園指定管理者 様

東松山市長

年 月 日付け申請の利用料金の額については、以下のとおり承認しますので
通知します。

施設等の名称	利用区分	金 額(円)	備 考

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第2条関係)

様式第4号 (第2条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第5条関係)

様式第7号 (第5条関係)

様式第8号 (第5条関係)

様式第9号 (第5条関係)

様式第10号 (第7条関係)

様式第11号 (第7条関係)

様式第12号 (第8条関係)

様式第13号 (第10条関係)

様式第14号 (第11条関係)

様式第15号 (第12条関係)

様式第16号 (第13条関係)

様式第17号 (第13条関係)